

平成24年6月7日

フォレストック認定取得者
森林認証機関各位

一般社団法人フォレストック協会
理事長 山本 恵一郎

フォレストック認定制度における改正森林法の対応

謹啓 陽春の候、平素は格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、平成24年5月24日にフォレストック認定制度の第三者諮問機関である森林吸収源・生物多様性保全検討会が開催されました。検討会では、フォレストック認定制度「評価基準」の改訂に関連し多くの議題、討議がなされるなか、平成24年度より施行されております森林法改正に伴うフォレストック認定制度の対応が決まりましたので、ご報告します。

敬白

記

フォレストック認定制度において、改正森林法に対して、運営上以下のように対応する。

1. フォレストック認定を既に取得している認定対象森林が、森林施業計画から森林経営計画へ移行する場合、原則、空白期間が発生することないように速やかに移行を完了することとする。
2. 森林施業計画から森林経営計画への移行に際し、改正森林法をうけて地方自治体や森林組合の対応の遅れによる森林経営計画の作成が困難な場合、またフォレストック認定対象森林と近隣の森林所有者が一体となって森林経営計画を作成するにあたり合意形成のための時間を必要とする場合など、法律改正に伴う実務的対応に時間が必要な場合には、森林施業計画の期間満了前に所定書式にて報告することとする。
3. 2記載の報告書を受理後、当協会にて森林経営計画への移行期間が必要と判断した場合には、一時的に空白期間を認める。空白期間の発生についての承認は、当協会から通知する。
4. 上記森林法改正に伴う認定制度運営上の対応は、平成25年3月31日を期限とする。

5. 新たにフォレストック認定取得を希望者は、認定対象となる全ての森林が森林施業計画から森林経営計画に空白期間なく移行できることを、森林の調査を実施する森林認証機関に報告する。

実施日 平成24年6月1日

以 上